

公立学校情報機器整備支援事業に係る企画提案競技実施要領

1 目的

県立学校（義務教育段階）及び市町村立学校に整備している1人1台の学習者用コンピュータ端末（以下：端末）の更新を令和6年度から行うにあたり、企画提案競技「プロポーザル」（以下：プロポーザル）を採用することで、児童生徒や教員が安心して活用できる端末を採用することを目的とする。

プロポーザルに参加する者は、下記事項を熟知のこと。この場合において当該説明書について疑義がある場合には、下記項10に掲げる者に説明を求めることができる。

2 公告日 令和6年4月16日（火）

3 プロポーザルに付する事項

(1) 買取もしくは借入の数量

一人一台端末及び周辺機器一式

(2) 買取もしくは借入の特質等

公立学校情報機器整備支援事業令和6年度一人一台端末整備仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 納入期限 （延岡市）令和6年8月31日（土）・（美郷町）令和6年9月30日（月）

(4) 契約期間 リースの場合、令和6年9月1日（日）から令和11年8月31日（金）

※延岡市は「リース」、美郷町は「買取」となる。

4 企画提案及び契約の手順

端末及び附属品等の調達について、プロポーザル参加資格を有する事業者（共同企業体での参加を含む。）から、公募により本業務に関する企画提案を受け、宮崎県及び県内全ての市町村が参加する宮崎県GIGAスクール構想推進協議会（以下：協議会）において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であるものと県・各市町村が随意契約を締結する。

5 契約に係る特約事項

(1) このプロポーザルに係るリースの契約（以下「本件契約」という。）については長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約とする。県及び市町村は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県及び市町村の歳出予算が減額又は削除された場合

6 参加資格要件

(1) 単独企業として参加する場合

次のアからクのいずれにも該当する者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

イ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要項（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に基づき、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

- ウ 宮崎県に本店又は支店・営業所等を置く法人であること。
- エ 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- カ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県又は市町村から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- キ 国税及び地方税に未納がないこと。
- ク リースの契約が可能、又はリース会社との連携が可能なる者。

(2) 共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合

コンソーシアムを組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、次のア・イのいずれにも該当する者とする。

- ア 単独企業として参加する場合の条件を満たしていること。
- イ コンソーシアムの構成員が、単体または他のコンソーシアムの構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

7 プロポーザルの基本的な考え方

- 「購入」か「リース」の契約は、各市町村及び県の判断となる。
- 仕様書に対する提案、プレゼンテーション、価格により充足度合いを総合的に評価する。
- プロポーザルは全市町村の参加のもとに行う。年度ごとに実施するものとし、仕様書の内容については年度ごとに作成する。

8 共同調達の内容

(1) 共同調達の範囲は仕様書に従う

(2) プロポーザルの方法

- ア 全市町村の参加のもとで実施する。その年度の導入予定地区及び希望地区は対面、その他の地区はオンラインで評価する。（審査方法：プレゼンテーション審査）
- イ 二次審査式とする。
 - 一次審査：参加申請書類／提案書による参加資格の確認
 - 二次審査：プレゼンテーションと質疑によるプロポーザル。

※原則全市町村参加となる。

ウ 書類審査において、次のいずれかに該当することとなった場合は、参加予定者の参加資格を欠格とする。

- 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- 提案書を期限までに提出しないとき
- 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないときや虚偽の記載、その他不正な行為があったと認められるとき

○ 上記に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

※ 以上に基づき欠格とする者に対しては、書面で通知するものとする。

キ 評価基準（５段階評価）

県及び市町村が行う５段階評価は以下のとおりとする。

内容	基準点
標準より非常に優れている	5
標準よりも優れている	4
標準的である	3
標準よりもやや劣る	2
標準よりも劣る	1

※ 基準点に、各評価項目の「重み」を乗じ、当該項目の評価点とする。

ク 審査基準について

評価項目		
1 基本的事項・考え方		
1-1	納入実績	類似システムの導入実績及び技術力があるか
1-2	スケジュールについて	計画的な納入スケジュールとなっているか
1-3	柔軟性	納入前の要望に柔軟に対応できるか
1-4	プレゼンテーションの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼できる説明か ・資料や説明は適切か（見やすく整っているか） ・簡素・明瞭であるか
2 提示品の内容		
2-1	機能（仕様に対して）	仕様書を踏まえた構成、機能となっているか
2-2	操作性	子どもたちにとって使いやすいものか
2-3	デザイン	視覚的に学習意欲が向上するデザイン、設計か
2-4	堅牢性	<ul style="list-style-type: none"> ・落下や水没などの傷害をできるだけ緩和できる構造であるか ・堅牢に対する工夫や MIL 規格を満たしているか。 <small>※MIL 規格はアメリカ国防総省が調達する品に対して、過酷な環境で問題なく利用できるように定められている品質基準</small>
2-5	利便性	ソフトのインストールやバージョンアップ等、利用者環境の変化に対する対策は適切か。
2-6	追加提案	仕様書を超越する提案があるか
3 構築・搬入設置		
3-1	構築の方法	事前の打合せや要望に対して柔軟かつ誠実に対応できるか
3-2	トラブルの対応	搬入時や納入後の日常的な問合せや軽微な改善要求について対応可能な体制があるか
3-3	その他の作業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の種類に応じて速やかな対応ができるか ・年次更新に対する補助支援が適切に行えるか
3-4	バックアップ・リカバリ	バックアップや情報消失に対するリカバリ対応は適

		切か
3-5	セキュリティ	セキュリティについて検討された内容か
3-6	柔軟性	既設のネットワーク接続に対して、「打合せ以外の内容であり対象外」という対応ではなく、できる限り誠実に対応頂ける体制であるか
3-7	搬入の体制	導入規模に対しての適切な人員や、協力会社との連携が図れるか
4 経済性		
4-1	端末・附帯品	端末・附帯品の価格は適切か
4-2	ソフトウェア	ソフトウェアの価格は適切か
4-3	構築・搬入設置	構築・搬入設置の価格は適切か

9 日程等

(1) 日程

① 実施公告	令和6年4月16日(火)
② プロポーザル参加申込期限	令和6年5月13日(月) 正午まで
③ 質問書受付期限	令和6年5月15日(水) 午後5時まで
④ 企画提案書等提出期限	令和6年5月27日(月) 午後5時まで
⑤ プロポーザル	令和6年6月4日(火) 別途案内
⑥ 選定結果通知	令和6年6月10日(月)

(2) 参加申込について

本企提案競技に参加を希望する者は、「プロポーザル参加申込書」(様式第一号)を提出すること。

① 提出場所	本要領10の場所
② 提出期限	令和6年5月13日正午まで
③ 提出方法	持参又は送付(送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、令和6年4月25日(木)までに届いたものを有効とする。)
④ 提出書類	ア プロポーザル参加申込書(様式第1号) イ (コンソーシアムを構成する場合) コンソーシアム協定書(様式第2号) ウ 使用印鑑届出書(様式第3号) エ (代理人を選定した場合) 委任状(様式第4号)

(3) 質問及び回答

① 提出方法	持参、郵便、電子メールとする。ただし、持参または書留郵便以外の場合は、電話にて事務局(本要領10の場所)に到着の確認をすること。また質問には様式第5号を用いること。
② 提出場所	提出場所 本要領10の場所
③ 提出期限	令和6年5月15日(水) 午後5時まで
④ 回答期限	質問者に対して速やかに回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案協議参加者全員に回答する。

(4) 企画書等の提出について

① 提出書類

下記の「ア」から「キ」を1セットとし、これを企画書とする。

- ア 企画提案協議申請書（様式第6号）
- イ 会社概要（様式第7号）
- ウ 企画提案書（納入スケジュール案を含む）
- エ 導入体制図（コンソーシアムの場合は、会社名と役割も列記すること。書式は任意とする）
- オ 業務実績（既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績）
- カ 見積書（書式は任意）
- キ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

② 企画書の提出方法

ア 提出場所	提出場所 本要領10の場所
イ 提出期限	令和6年5月27日（月）午後5時まで
ウ 回答期限	持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても令和6年5月27日（月）午後5時必着とする。）

③ 企画書の作成にあたっての留意点

ア 応募する企画書は1案に限る。

イ 企画書のうち、プロポーザル申請書（様式第6号）及び納税証明書を1部（押印すること）、会社概要（様式第7号）、企画提案書、業務実績、を5部提出すること。なお、会社概要（様式第7号）、企画提案書及び業務実績は電子データ（PDFファイル形式）も提出すること。

※電子データはCD-Rで提出すること。※ファイル転送システム等による送付は不可

※パンフレット等の添付資料は別綴りとする。

ウ プロポーザル実施後の企画書の再提出、差替えは認めない。

エ 企画提案書の作成は次のとおりとする。

- A4版で作成すること。（A3判はやむを得ない場合のみに限るが、その場合は片面、横折込とする。）
- 両面印刷とする。
- 書式は自由だが、簡素・明瞭であることも評点となる。
- 仕様書以外の提案部分については、そのことが分かるよう、わかりやすく記載すること。
- 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。

なお、企画提案者の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果により生じた責任は、提案者が担うこととする。

- 納税証明書は、企画書提出前3ヶ月以内に発行されたものであること。

10 事務局の情報

- (1) 住所 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号 (宮崎県庁3号館4階)
- (2) 担当 宮崎県教育庁教育政策課 政策・情報化推進担当
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7276
メールアドレス kyoikuseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

11 審査

- (1) 書類審査及びプロポーザルの内容によって、最も優れた提案を行った一者を選定する。審査基準は「仕様書」及び「審査基準書」に従う。
- (2) 選定結果は採択・不採択にかかわらず全員に通知する。
- (3) 採点の結果、同一の点数の2者がある場合は、導入予定の地区の判断となる。

12 企画提案に当たっての留意事項

提案に当たっては、「仕様書」の基準を満たすことは当然ながら、以下の部分を評価する。

- (1) 学校の環境を熟知し、また国が進めるGIGAスクール構想を理解し、物品の納入に留まらず、学校現場からの様々な要望に対応が可能な知識と規模を有していること。
- (2) コンソーシアムで参加する場合は、その担当・役割を提案書に明確に表記していること。
- (3) 大量の端末の調達に対して、その調達の見込みがあることを裏付ける証明（メーカーとの確約など）を提案書に記録していること。
- (4) 納入に関して、どのようなスケジュールと手順で実施できるのかを提案書に表記していること。

13 契約について

- (1) 決定した受託候補者と、県・市町村はそれぞれに契約手続きを行う。契約は「リース」または「購入」となる。
- (2) 契約は基本パッケージ（端末本体・キーボード・MDM）については予定の数量の通りに契約を結ぶが、以下の製品については任意（各市町村の判断）とする。

ア 構築・搬入設置（キッティング）等

イ ソフトウェア

ウ 本体カバー・保護フィルム・タッチペン

- (3) 決定した受託候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき）により契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議のうえ変更する場合がある。
- (4) 受託候補者、市町村及び県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、県及び市町村が定める契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

- (5) 決定した候補者との協議が整わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (6) 基本パッケージ以外のもの（ソフトウェアや構築・搬入設置）を市町村で独自に導入する場合は、県又は市町村の財務規則に従う。
※入札、または見積合わせを別途実施する。または事情により一者随意契約もありえる
- (7) 契約保証金は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定または市町村で定める規定による。

14 プロポーザルの結果に対する無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者、または候補者決定までに上記5の参加資格要件を満たさなくなった者
- (2) 企画書に虚偽の記載をした者
- (3) コンソーシアムにおいて、複数の企画提案に同一の企業が含まれる場合
- (4) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者
- (5) 氏名、印影、重要な文字の誤脱がある、または不明な提案をした者
- (6) その他無効とするに足りる事実が明らかになった場合

15 その他

- (1) この業務に関する制作物については協議会において複製が可能であることとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加により知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 提出された資料は、返還しない。
- (5) 本事業の5年間の継続については、年度ごとに県の予算が成立した場合に事業化されるため、この条件を満たさない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、提案書等の作成提出及び本事業の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。